

(4) 広島祭委員会

ア 団体概要

名 称	広島祭委員会		
主 管 部 署	経済観光局 観光政策部		
沿 革	昭和 29 年 1 月 設立		
設 立 目 的	広島市の年中行事を育成し、観光事業の振興に寄与することを目的とする。		
事 業 概 要	目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) ひろしまフラワーフェスティバル (5 月 3 日～5 日開催) (2) 大文字まつり (5 月最終土曜日、日曜日開催) (3) 七夕まつり (7 月 1 日～10 日開催) (4) 広島みなと 夢 花火大会 (7 月第 4 土曜日開催) (5) ピースメッセージとろうろ流し (8 月 6 日開催) (6) 広島城大菊花展 (10 月下旬～11 月中旬開催) (7) その他目的を達成するために必要な事業		
出 資 の 状 況	—		
組 織 体 制	役員の状況 (H24 年度末)		
	役員	うち市職員(派遣含む)	うち市退職者
	44 名 (うち常勤 なし)	2 名 (うち常勤 なし)	2 名 (うち常勤 なし)
	職員の状況 (H24 年度末)		
	職員	うち市派遣職員 (併任)	うち市退職者
	11 名 (うち常勤 11 名)	1 名 (併任 5 名) (うち常勤 1 名・併任 5 名)	2 名 (うち常勤 2 名)
備 考	事務局は、市経済観光局観光政策部に設置されている。 分室として、公益財団法人広島観光コンベンションビューローに事業推進本部があり、出納事務等を行っている。		

イ 事業状況

(7) 収支決算書

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
収入	96,244	99,010	97,906	99,134	98,981
うち会費	1,945	1,865	1,875	1,955	1,915
うち市補助金	37,755	37,755	37,755	37,755	37,755
うち市負担金	3,645	3,531	3,399	3,297	3,297
うち協賛金	52,501	55,633	54,691	55,725	55,507
うち雑収入	94	95	51	51	51
うち前年度繰越金	302	129	135	351	454
支出	96,115	98,874	97,555	98,679	98,694
うち事業費	95,571	98,660	97,304	98,439	98,420
うち事務局費	281	211	246	238	268
うち予備費	—	—	—	—	—
うち返還金	263	2	4	0	5
次年度繰越額	128	135	351	454	286

注) H20 年度の次年度繰越額と H21 年度の前年度繰越金の差異は、H20 年度決算締め後に預金利息収入が発生したためである。

※出所「本団体 収支決算書」を基に監査人作成

ウ 市財政関与の概要

(7) 補助金等

(単位：千円)

補助金等名	内容	H24 年度決算額	検出事項
フラワーフェスティバル等観光行事開催補助金	広島祭委員会が実施する事業のうち、各事業を円滑に実施する上で欠かせない警備、会場清掃、仮設便所・本部テント等の設置、交通規制看板・標識設置などの経費をはじめ、イベントの充実に係る費用に対し補助するもの	37,755	結果(7)
広島城大菊花展開催負担金	広島城大菊花展の開催に係る会場設営等の経費を負担するもの	3,297	—

(4) 委託料

該当なし

(6) 公有財産の使用許可又は貸付

特に記載すべき事項なし

※出所「本団体 収支決算書」及び「各補助金及び負担金 実績報告書」を基に監査人作成

エ 監査の結果

(7) 補助事業に係る対象経費の精査及び補助対象経費の明確化について

【現状】

市は、本団体が実施する各事業に対して、次のとおり補助している。

【平成 24 年度広島祭委員会収支決算】

(単位：千円)

科目	平成 24 年度 決算額	収入科目別内訳				
		会費	補助金・ 負担金	協賛金	前年度 繰越金	雑収入
事務局費	268	268	-	-	-	-
事業費	F F	44,398	1,000	24,386	19,012	-
	大文字まつり	63	20	43	-	-
	七夕まつり	401	240	161	-	-
	夢花火大会	47,530	350	10,684	36,495	-
	とうろう流し	2,480	4	2,476	-	-
	菊花展	3,547	202	3,295	-	50
返還金	5	-	5	-	-	-
次年度繰越金	286	△169	-	-	454	1
合計	98,981	1,915	41,052	55,507	454	51

注) F F とは、ひろしまフラワーフェスティバルの略

※出所「本団体 収支決算書」を基に監査人作成

このうち、「とうろう流し」とは、「ピースメッセージとうろう流し」のことで、その概要は次のとおりである。

【ピースメッセージとうろう流しの概要】

目的	原爆、戦災、一般死没者の霊を慰めるとともに、広く世界へ平和のメッセージを発信し、恒久平和を祈願する。
主催	広島祭委員会、広島市商店街連合会、中国新聞社
日時	毎年 8 月 6 日 18 時頃から 22 時頃まで
場所	元安川 原爆ドーム～元安橋付近 ほか

※出所「本団体 事業報告書」を基に監査人作成

【ピースメッセージとうろう流しに関する支出】(番号は監査人が付与)

番号	伺い日	検収日	支出日	内容	金額(円)
1	H24. 7. 2	H24. 7. 3	H24. 7. 3	収入印紙	1,000
2	H24. 8. 1	H24. 8. 6	H24. 8. 21	花	4,200
3	H24. 6. 12	H24. 8. 7	H24. 8. 21	漂流とうろうの回収・ 運搬・処分業務委託料	2,205,000
4	H24. 8. 1	H24. 8. 6	H24. 8. 24	酒	7,550
5	H24. 8. 1	H24. 8. 3	H24. 12. 19	ブイ	150,000
6	H24. 8. 1	H25. 2. 18	H25. 2. 19	ビデオカメラ、双眼鏡等	112,250
合計					2,480,000

※出所「本団体 出納元帳」及び「本団体 会計伝票」等を基に監査人作成

上記支出中、1 から 4 までについては、平成 24 年度における本行事に関する経費、すなわち本補助金の対象経費の範囲内といえる。

5 については、本団体事務局の事業推進部によると、支払いが遅延したものであり、行事实施前に購入したものとのことであった。

6 で購入されている「ビデオカメラ、双眼鏡等」（以下、この項において「ビデオカメラ等」という。）について、行事終了後の平成 25 年 2 月に納品され、2 月に支出されている。

この購入に係る伺いを見ると、起案日が平成 24 年 8 月 1 日、決裁日が平成 24 年 8 月 1 日、購入業者からの見積書の日付も平成 24 年 8 月 1 日となっている。

しかし、伝票に記載されている製品の製造メーカーのホームページを見ると、ビデオカメラは平成 25 年 2 月 15 日から発売され、双眼鏡は平成 24 年 8 月 9 日から発売されている。ビデオカメラ及び双眼鏡のどちらも、平成 24 年 8 月 1 日の時点では、発売されていない機種であり、ビデオカメラは製品発表もされていない。

【指摘事項】

本補助金は、平成 24 年度における各種行事に係る経費に対して補助するものである。しかし、実際に、ビデオカメラ等の購入が意思決定されたのは、平成 25 年 1 月以降であり、全ての行事終了後である。

市によると、「本団体の事業年度は、会費徴収や翌年の準備等のため毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末までとなっており、市補助金もこれを前提として交付している。平成 24 年度については、近年、私物で対応してきたイベントの開催状況の確認・記録用機器であるビデオカメラ等を翌年の準備の一環として購入したものであり、これらが補助対象外経費に該当するとは考えていない。」とのことである。

しかし、本補助金は、あくまで、当該年度の事業に対する補助金であり、翌年度への準備の一環だとしても、それが無制限に補助対象経費と認められるものではないと考える。

例外的に認められるものとしては、例えば、翌年度の事業について検討する会議を当該事業年度に開催した際の経費等、翌年度行事の準備に係る事務又は事業に実際に要した経費などが考えられる。物品購入の場合は、翌年度行事に必要であるが限定品等で翌年度入手困難な場合等、翌年度（4 月 1 日）以降では支出の目的を達することができない物品であることが必要であると考ええる。

平成 24 年度の支出状況を見ると、当該事業に係る支出伺いの時期の最も早いものは 6 月であること、当該ビデオカメラ等は 8 月に開催される「とうろう流し」の経費として支出されていること、当該ビデオカメラ等は発注から納品まで長期間を要するものではなく、翌年度（4 月 1 日）以降では支出の目的を達することができないとは言えないことなどから、当該ビデオカメラ等は前述の例外的と考えられる要件には該当せず、当該年度の補助対象経費であると言い難いと考ええる。

市によると、「『準備の一環』とは、翌年度以降も継続して必要となる物品の調達も含まれている。」とのことである。

交付規則には、次のとおり規定されており、市は、「補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされている。

また、補助事業者等は、「補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」とされている。

【広島市補助金等交付規則における市及び補助事業者等の責務に関する規定】

(責務)

- 第 3 条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
- 2 補助事業者等(補助事業等(補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。))は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

※出所「広島市補助金等交付規則」から抜粋

市は、これらの状況を総合的に検討し、当該年度の補助対象経費であると認められない場合は、本団体に対する補助金交付決定の一部を取り消し、現在確定している補助金の額を超える部分について、期限を定めて、その返還を命ずることが必要である。

【広島市補助金等交付規則における交付決定の取消し等に関する規定】

(交付決定の取消し)

- 第 18 条 市長は、補助事業者等について次の各号のいずれかに該当すると認めるとき(第 9 条第 1 項に規定する事情の変更により特別の必要が生じたときを除く。))は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 決算総額が予算総額に比して著しく相違し、予算の執行が不適当と認められるとき。
- (3) 補助金等の交付の対象となつた使途に用いた経費の合計決算額が当該経費に係る合計予算額に比し著しく減少したとき。
- (4) 補助金等の額に比し過大な剰余金が生じたとき。
- (5) 事業遂行の見込みがないとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の返還)

- 第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

※出所「広島市補助金等交付規則」から抜粋

市は、今後、補助対象経費を明確にするとともに、補助事業の実施及びその経理処理等に関して、指導を徹底することが望まれる。また、必要に応じ、所管部署により調査することが望ましい。

さらには、本団体のような法人格をもたない任意団体について、会計及び経理に関する規程を整備し、定期的に団体内部においてもチェックするよう、市は指導することが望ましい。

(5) 公益財団法人広島市農林水産振興センター

ア 団体概要

名 称	公益財団法人 広島市農林水産振興センター		
主 管 部 署	経済観光局 農林水産部農政課		
沿 革	平成 4 年 4 月 財団法人広島市農業振興センター設立 平成 10 年 4 月 財団法人広島市林業振興公社を統合し、財団法人広島市農林業振興センターとなる 平成 17 年 4 月 財団法人広島市水産振興協会を統合し、財団法人広島市農林水産振興センターとなる 平成 24 年 4 月 公益財団法人広島市農林水産振興センターへ移行		
設 立 目 的	広島市における農林水産業等の振興を図るとともに、農山漁村地域の持つ公益的機能を活用した事業を推進し、もって活力ある農山漁村地域の確立と健康で豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。		
事 業 概 要	(1) 農林水産業の振興に関する指導及び普及啓発 (2) 農林水産業に関する調査及び試験研究 (3) 水源涵養、緑地保全等公益的機能の活用に関する指導及び普及啓発 (4) 農山漁村地域の担い手の育成及び指導 (5) 農地利用集積円滑化に関する事業 (6) 水産資源の維持増殖に必要な重要魚介類等の種苗生産 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
出 資 の 状 況	広島市 60,000 千円 (66.7%) 財団法人広島市林業振興公社 30,000 千円 (33.3%)		
組 織 体 制	役員の状況 (H24 年度末)		
	役員	うち市職員(派遣含む)	うち市退職者
	12 名 (うち常勤 2 名)	—	3 名 (うち常勤 2 名)
	職員の状況 (H24 年度末)		
	職員	うち市派遣職員	うち市退職者
	50 名 (うち常勤 41 名)	19 名 (うち常勤 19 名)	19 名 (うち常勤 12 名)

イ 事業状況

(7) 貸借対照表

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
資産合計	154,876	156,730	145,113	135,765	143,208
流動資産計	64,551	66,541	55,018	45,765	53,208
うち現金預金	61,446	66,333	54,370	45,087	52,837
うち未収金	3,105	208	648	677	371
固定資産計	90,325	90,188	90,094	90,000	90,000
うち基本財産	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
うち特定資産	282	188	94	-	-
うちその他固定資産	42	-	-	-	-
負債合計	144,077	157,831	103,343	98,974	115,683
流動負債計	64,545	66,518	54,848	45,114	52,405
うち未払金	59,739	63,443	50,888	40,323	46,556
固定負債計	79,531	91,312	48,494	53,860	63,277
うち退職給付引当金	79,531	91,312	48,494	53,860	63,277
正味財産合計	10,798	△1,101	41,769	36,790	27,525
指定正味財産計	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
一般正味財産計	△79,201	△91,101	△48,230	△53,209	△62,474

(4) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

科目/年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
経常収益	602,751	571,572	343,723	366,635	373,677
うち基本財産運用益	205	195	173	169	168
うち受取広島市補助金	385,682	356,542	50,743	62,804	62,925
うち受託収益	208,558	209,123	277,519	287,718	295,188
経常費用	598,428	583,401	300,758	371,514	382,787
うち事業費	502,732	488,500	295,501	306,672	327,320
うち管理費	95,695	94,900	5,256	64,842	55,467
当期経常増減額	4,323	△11,828	42,965	△4,879	△9,109
経常外収益	94	94	94	94	-
経常外費用	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	94	94	94	94	-
法人税、住民税及び事業税	173	165	188	194	154
当期一般正味財産増減額	4,244	△11,899	42,870	△4,979	△9,264

※出所「本団体 決算報告書」を基に監査人作成

ウ 市財政関与の概要

(7) 補助金等

(単位：千円)

補助金等名	内容	H24 年度決算額	検出事項
森林・林業普及啓発事業（補助）	「市民参加の森林づくり事業」の経費に対する補助	627	意見(㊦)
農林水産普及啓発事業補助金	「ひろしま農林水産振興ニュース」を発行するための経費に対する補助	123	意見(㊦)
農林水産振興センター運営事業補助金	公益財団法人広島市農林水産振興センターの運営事業の経費に対する補助	55,313	意見(㊦) 意見(㊦)
広島市農業経営改善支援センター事業補助金	経営感覚に優れた農業経営者を育成し、地域全体として生産性の高い農業構造を確立することを目的とする事業に対する補助	166	意見(㊥) 意見(㊦)
“ひろしま活力農業”経営者育成事業補助金	研修制度、経営初期の支援制度と農地の利用集積制度を整備し、若い活力ある農業経営者の育成と、その経営者を核に地域農業・農村の活性化を図る事業に対する補助	6,696	意見(㊦)

(4) 委託料

(単位：千円)

委託業務名	内容	契約種別	H24 年度決算額	検出事項
広島市里山整備士養成業務	(1) 広島市里山整備士養成講座(基礎講座)の実施 (2) 広島市里山整備士養成講座(実践講座)の実施	特命随意契約	248	意見(7) 意見(㊥) 意見(㊦)
森林・林業普及啓発事業（委託）	「市民参加の森林づくり事業」と「広島市里山整備士養成業務」の実施に係る管理・運営事務の実施	特命随意契約	4,085	意見(7) 意見(㊦)
太田川源流の森整備業務委託	市が廿日市市吉和に取得した森林の水源涵養機能を十分に発揮するための「太田川源流の森整備基本計画」に基づく計画的な森林の管理	特命随意契約	15,825	意見(7) 意見(4) 意見(7)
広島市農業振興センターの委託事業及び家畜繁殖障害除去診療等手数料等の収納事務委託	(1) ふるさと帰農支援事業 (2) まかせんさい広島市女性農業士認定事業 (3) チャレンジ女性農業者育成事業 (4) 家畜繁殖障害除去診療事業 (5) 畜産振興事業 (6) ひろしまそだち地産地消推進事業 (7) 食農推進事業 (8) 広島市市民菜園の開園推進事業 (9) ふるさと農村活性化支援事業 (10) ひろしま市民の里@安佐 (11) 安佐地区開発事業用地の管理業務 (12) 家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料及び家畜除角手数料の収納事務 (13) 農産物売払代金の収納事務	特命随意契約	57,490	結果(7) 意見(7) 意見(7) 意見(㊦)

委託業務名	内容	契約種別	H24 年度決算額	検出事項
広島市農業振興センター指定管理	広島市農業振興センターの指定管理業務	指定管理 (非公募)	99, 281	—
広島市市民農園指定管理	広島市市民農園の指定管理業務	指定管理 (公募)	4, 520	—
広島市水産振興センター指定管理	広島市水産振興センターの指定管理業務	指定管理 (非公募)	110, 216	—

※出所「本団体 事業報告書」及び「本団体 収支決算書」等を基に監査人作成

- (ウ) 公有財産の使用許可又は貸付
特に記載すべき事項なし

エ 監査の結果

(7) 業務委託に係る仕様書等における委託業務内容の明確化について

【現状】

市は、本団体に対して、「広島市農業振興センターの委託事業及び家畜繁殖障害除去診療等手数料等の収納事務」（以下、この項において「本業務」という。）を委託している。

市が企業・団体等に業務を委託する場合、具体的な委託業務の内容は、契約書及び仕様書等に規定されている。本業務では、市委託契約約款及び仕様書において、業務内容が次のとおり記載されている。

【広島市委託契約約款】（下線は監査人が付加）

（総則）

第1条 委託者（以下「甲」という）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及び質問回答書を言う。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

※出所「広島市委託契約約款」から抜粋

【仕様書における業務内容】

広島市委託契約約款第1条に掲げる仕様は、次のとおりとする。

- 1 ふるさと帰農支援事業に関すること。
- 2 まかせんさい広島市女性農業士認定事業に関すること。
- 3 チャレンジ女性農業者育成事業に関すること。
- 4 家畜繁殖障害除去診療事業に関すること。
- 5 畜産振興事業に関すること。
- 6 ひろしまそだち地産地消推進事業に関すること。
- 7 食農推進事業に関すること。
- 8 広島市市民菜園の開園推進事業に関すること。
- 9 ふるさと農村活性化支援事業に関すること。
- 10 ひろしま市民の里@安佐に関すること。
- 11 安佐地区開発事業用地の管理業務に関すること。
- 12 家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料及び家畜除角手数料の収納事務に関すること。
- 13 農産物売払代金の収納事務に関すること。

※出所「仕様書」から抜粋

上記仕様書における業務内容の「12 家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料及び家畜除角手数料の収納事務」及び「13 農産物売払代金の収納事務」については、別途、詳細な仕様書が添付されている。この2項目を除く11項目については、添付されていない。

委託業務の実施に際し、市委託契約約款第7条第2項に基づき、事業計画書が本団体から市に提出されている。その項目は次のとおりである。

上記仕様書中、「9 ふるさと農村活性化支援事業」、「11 安佐地区開発事業用地の管理業務」及び「13 農産物売払代金の収納事務」に関しては、この事業計画書に記載がない。

さらに、事業計画書にある「元気な農村づくり人材バンク」は、仕様書における位置づけが不明である。

市によると、『9 ふるさと農村活性化支援事業』は、市の予算上の事業名であり、この事業のうち『人材バンク』のみを委託しており、本団体での事業名は『元気な農村づくり人材バンク』となっている。」とのことである。

また、『11 安佐地区開発事業用地の管理業務』は、『10 ひろしま市民の里@安佐』に含まれており、『13 農産物売払代金の収納事務』は、担い手育成の研修事業や野菜・花き等の栽培試験、普及啓発事業に伴って生じる事務であるため、一事業として事業計画に記載していない。」とのことである。

【事業計画書と仕様書の関係】

区分		事業内容等	事業費	仕様書
農業の担い手の育成及び試験研究	担い手の育成	ふるさと帰農支援	202 千円	1
		“チャレンジ” 女性農業者育成	215 千円	3
		“まかせんさい” 広島市女性農業士認定	159 千円	2
農林業に対する普及啓発等	普及啓発	“ひろしまそだち” 地産地消推進	2, 206 千円	6
		食農推進	139 千円	7
		元気な農村づくり人材バンク	15 千円	9 (注)
		ひろしま市民の里@安佐	5, 175 千円	10 11 (注)
	体験活動	広島市市民菜園	269 千円	8
収益事業等	畜産振興及び家畜診療等事業	(ア) 畜産振興	4, 985 千円	5
		(イ) 家畜診療		4
				12

注) 9 及び 11 については、市の見解に基づき仕様書との関係を記している。

※出所「H24. 4. 1 付け 事業計画書」を基に監査人作成

業務委託に関して、市財政局契約部が平成 12 年 3 月に作成した「契約事務の手引」には、「市と受託者との権利義務関係、業務の内容をできる限り詳細かつ明確に契約書又は仕様書に記載すること」と、次のとおり記載されている。

【委託に当たっての留意事項等】（下線は監査人が付加）

3 委託に当たっての基本事項

- (1) 委託の効果をあげるためには、事前にその目的と効果を十分分析し、それに即して委託内容の範囲、委託先、委託料、委託の条件等を検討する必要がある。委託が成果をあげるか否かは、事前の検討いかんによって大きく左右されるものである。

検討の項目を例示すると次のとおりである。

- ① 委託の対象となる業務の内容（範囲）
- ② 委託料の額
- ③ 委託期間
- ④ 委託先の決定方法
- ⑤ 委託の効果等

- (2) 委託には、市の有していない専門的な技術を有している者等に事務事業の処理を委ねることにより、事務事業の質的向上及び経費の効率化を図ることができるという利点がある。

しかし、全て受託者に任せてしてしまい形式的に検査及び監督を行うのみといった実施方法をとるならば、この委託の有する利点を十分に生かすことができなくなるおそれがある。

委託の有する利点を十分に生かすための基本的注意事項を例示すると次のとおりである。

- ① 民間のもつ専門的な能力、技術又は高い生産性を生かし、業務の質的向上、経費の効率化を図ること。
- ② 適正な契約の履行の確保を図る（法第 234 条の 2）ため、契約方法の決定、業者の選定は慎重かつ公正に行い、履行確認のために必要な監督又は検査を十分に行うこと。
- ③ 市と受託者との権利義務関係、業務の内容をできる限り詳細かつ明確に契約書又は仕様書に記載すること。
- ④ 委託をすることにより、公正な取扱いを損なったり、責任の不明確化を招くようなことがないこと。
- ⑤ 業者任せにし、業務に対する専門的知識、技能に乏しくなるようなことがないこと。
- ⑥ 個人のプライバシーの保護、職務上知り得た秘密の保持の遵守に意を払うこと。

4 業務委託の事務手順

(1) 仕様書の作成

- ① 仕様書は、本市にとっては予定価格算定に当たっての基礎となるものであり、相手方にとっては入札価格算定に当たっての基礎となるものであるため、業務内容の細部にわたって具体的な内容とし、業務に必要な事項はすべて盛り込まなければならない。

※出所「契約事務の手引」（平成 12 年 3 月 市財政局契約部作成）から抜粋

なお、上記の法第 234 条の 2 とは、地方自治法第 234 条の 2 のことであり、その内容は次のとおりである。

【地方自治法における契約の履行の確保に関する規定】（下線は監査人が付加）

地方自治法

（契約の履行の確保）

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令

（監督又は検査の方法）

第 167 条の 15 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。

※出所「地方自治法」及び「地方自治法施行令」から抜粋

また、これを受けて、市契約規則においても、次のとおり規定されている。

【広島市契約規則における契約に係る監督及び検査に関する規定】

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第 33 条 検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)の職務は、監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)の職務と兼ねることができない。

(監督職員の一般的職務)

第 34 条 監督職員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成するこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理又は履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第 35 条 検査職員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行なわなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行なわなければならない。

3 前 2 項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行なうものとする。

※出所「広島市契約規則」から抜粋

【指摘事項】

上記のとおり、地方自治法及び市契約規則の規定を見ても、履行の確認に当たっては、契約書及び仕様書等関係書類に基づいて必要な監督又は検査を適正に行わなければならない。そのためには、詳細な業務内容を契約書又は仕様書等に記載しておく必要があると考える。

しかし、本業務は、複数の事業を一括して委託契約しているが、仕様書に記載された事業内容は、2 項目を除き、項目名のみで抽象的な表現にとどまっており、具体的に実施すべき事業内容及び報告すべき内容等が記載されておらず、「市と受託者との権利義務関係、業務の内容をできる限り詳細かつ明確に契約書又は仕様書に記載すること。」と明記されている「契約事務の手引」に反している。

業務委託は、本来、市が行うべき業務を市に代わって受託者が実施するものである。

仕様書等において業務内容が詳細かつ具体的に明示されていないということは、受託者が実施すべき内容が明確でないこととなる。

また、【現状】に記載しているとおり、本団体の事業計画書と仕様書は、書面上、整合しておらず、仕様書において実施すべき業務の一部は事業計画書に記載されていない。それにもかかわらず、市は、事業計画を次のとおり承認している。

【事業計画書等の承認に係る市からの通知文書】

平成 24 年 4 月 1 日付けで提出された事業計画書及び収支予算書は、適当と認められるので、広島市委託契約約款第 7 条第 2 項の規定により承認します。

なお、委託業務の執行に当たっては、契約書に掲げる事項を遵守するとともに、農業振興センター等の設置目的が効果的に達成されるよう運営してください。

※出所「H24. 4. 1 付け 本業務に伴う事業計画及び収支予算書の承認について」から抜粋

本業務に係る市委託契約約款第 7 条には、次のとおり規定されており、本団体は、この事業計画書に基づいて委託業務を行うものであるから、当然、全ての業務について記載されていることが必要である。

【事業計画書等作成に関する規定】（下線部分は監査人が付加）

（事業計画書等の作成）

第 7 条 乙（本団体）は、甲（市）の示す方針に基づいて委託業務を実施するための事業計画書及び収支予算書を作成し、これに基づいて委託業務を行うものとする。

2 乙は、事業計画書及び収支予算書の作成について、あらかじめ甲の承認を得なければならない。事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときも、同様とする。

※出所「広島市委託契約約款」から抜粋

市によると、「委託業務の具体的内容は、市の予算編成時に、過去の実績や社会経済情勢の変化等を考慮して、本団体と協議の上、決定している。」とのことである。

しかし、予算編成は、市における予算案を作成する行為であり、市と本団体との間に権利義務関係を生じさせるものではない。

予算編成時に業務の具体的内容について双方合意していたとしても、契約書に定められていない以上、契約において具体的な内容を規定しているとはいえない。

委託業務の具体的内容を、あらかじめ市が本団体と協議の上、決定しているのであれば、委託契約の締結に際し、その内容を仕様書等に記載の上、委託契約を締結すべきである。

さらに、委託業務の完了に当たり、本団体が作成し、市に提出された委託業務実施報告書には、利用実績等活動の結果が記載されている。

しかし、市、市民又は事業者等から見ると、活動の結果、どのような効果又は成果をもたらしたかが重要である。委託業務実施報告書についても市と本団体が協議の上、事業の成果等について可能な限り記載することが望まれる。

オ 監査の意見

(7) 業務委託における特命随意契約の理由の明確化について

【現状】

市は、各業務を本団体に対して、次のとおり委託しており、この4件全てが特命随意契約である。

【委託契約の一覧】（番号は監査人が付与）

（単位：千円）

番号	委託業務名	所管部署	契約形態	H24 年度決算額
1	広島市農業振興センターの委託事業及び家畜繁殖障害除去診療等手数料等の収納事務	経済観光局 農政課	特命随意 契約	57,490
2	広島市里山整備士養成業務	経済観光局 農林整備課	特命随意 契約	248
3	森林・林業普及啓発事業（委託）	経済観光局 農林整備課	特命随意 契約	4,085
4	太田川源流の森整備業務	水道局 企画総務課	特命随意 契約	15,825
合計				77,650

※出所「各委託業務の精算書」等を基に監査人作成

これら業務委託に係る特命随意契約の理由について、その内容を検討した結果、全ての業務委託において、不十分であると考えられる。

各業務委託の検討結果は、次のとおりである。

【事例1：広島市農業振興センターの委託事業及び家畜繁殖障害除去診療等手数料等の収納事務委託】

契約名	広島市農業振興センターの委託事業及び家畜繁殖障害除去診療等手数料等の収納事務委託
契約金額	64,509,000 円（予定価格と同額）
契約期間	H24. 4. 1～H25. 3. 31
業務の内容	以下の事業及び業務に対する委託。 (1) ふるさと帰農支援事業 (2) まかせんさい広島市女性農業士認定事業 (3) チャレンジ女性農業者育成事業 (4) 家畜繁殖障害除去診療事業 (5) 畜産振興事業 (6) ひろしまそだち地産地消推進事業 (7) 食農推進事業 (8) 広島市市民菜園の開園推進事業 (9) ふるさと農村活性化支援事業 (10) ひろしま市民の里@安佐 (11) 安佐地区開発事業用地の管理業務 (12) 家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料及び家畜除角手数料の収納事務 (13) 農産物売買代金の収納事務

特命随意契約の理由	9 契約方法 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号により随意契約とする。 10 随意契約の理由 (1) 財団法人広島市農林水産振興センターは、広島市における農山村地域の農林業等の活性化及びその振興を図るとともに、農山村の持つ公益的機能を活用した事業を推進し、もって高い発展性と社会貢献性を持つ農山村地域の確立と市民福祉の増進に寄与することを目的として、本市が設立(平成 4 年 4 月 1 日・平成 10 年 4 月 1 日(財)広島市林業振興公社から事業が移管・平成 17 年 4 月 1 日(財)広島市水産振興協会との統合)した団体であり、施設の事業目的と合致しており、広島市農業振興センターの条例の趣旨に沿った運営ができる。 (2) また、委託しようとする業務は、性質及び目的が競争入札に適さないものである。 ※出所「契約締結に係る実施伺い」から抜粋
特命随意契約の理由が不十分と考えられる根拠	実施伺いにおいて、「特命随意契約の理由」が上記のとおり記載されている。当該理由は、本団体が事業の実施能力を有していることを示してはいるが、当該理由だけでは、本団体以外の者が実施する能力がないとする根拠とはならないと考える。 また、本業務は複数の事業を一括して契約している。そのため、本団体以外の民間事業者等に本業務全体を委託することが出来ない場合であっても、少なくとも個々の事業について、本団体以外の事業者等に委託する可能性について検討する余地があると考えられるが、本団体以外の事業者等からの参入機会の可能性を市が具体的に検討している文書は確認できなかった。

【事例 2：広島市里山整備士養成業務】

契約名	広島市里山整備士養成業務
契約金額	250,000 円（予定価格と同額）
契約期間	H24. 4. 1～H25. 3. 31
業務の内容	(1) 広島市里山整備士養成講座(基礎講座)の実施 (2) 広島市里山整備士養成講座(実践講座)の実施
特命随意契約の理由	業者選定理由 公益財団法人広島市農林水産振興センターは、広島市における農山村地域の農林水産業等の活性化及びその振興を図るとともに、農山村地域の持つ公益的機能を活用した事業を推進し、もって高い発展性と社会貢献性を持つ農山村地域の確立と市民福祉の増進に寄与することを目的として、本市が出資・設立した公益法人であり、設立の目的と合致している。 また、委託しようとする業務は、性質及び目的が競争入札に適さない。 摘要 上記選定理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号により随意契約とする。 ※出所「随意契約とする理由書（特命随契）」から抜粋
特命随意契約の理由が不十分と考えられる根拠	随意契約とする理由書(特命随契)において、「特命随意契約の理由」が上記のとおり記載されている。 当該理由は、本団体が事業の実施能力を有していることを示してはいるが、当該理由だけでは、本団体以外の者が実施する能力がないとすることはできないと考える。 また、本団体以外の者へ業務を委託できないか、民間事業者等からの参入機会の可能性を市が具体的に検討している文書は確認できなかった。

【事例 3：森林・林業普及啓発事業（委託）】

契約名	森林・林業普及啓発事業（委託）
契約金額	7,883,000 円（予定価格と同額）
契約期間	H24. 4. 1～H25. 3. 31
業務の内容	「市民参加の森林づくり事業」と「広島市里山整備士養成業務」の実施に係る管理・運営事務を実施する。
特命随意契約の理由	9 契約方法 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。 10 随意契約の理由 公益財団法人広島市農林水産振興センターは、本市における農山漁村地域の農林水産業等の活性化及びその振興を図るとともに、農山漁村地域のもつ公益的機能を活用した事業を推進し、もって高い発展性と社会貢献性を持つ農産漁村地域の確立と市民福祉の増進に寄与することを目的として、本市が出資・設立した公益法人であり、委託事業内容は設立目的と合致しており、広島市農業振興センタ一条例の趣旨に沿った事業が実施できる。 また、この委託業務は、本市が物件費を負担する事業等に関する管理・運営業務であり、その性質及び目的が競争入札に適さない。 ※出所「本業務に係る実施伺い」から抜粋
特命随意契約の理由が不十分と考えられる根拠	実施伺いにおいて、「特命随意契約の理由」が上記のとおり記載されている。 当該理由は、本団体が事業の実施能力を有していることを示してはいるが、当該理由だけでは、本団体以外の者が実施する能力がないとすることはできないと考える。 特命随意契約の理由として、「この委託業務は、本市が物件費を負担する事業等に関する管理・運営業務であり、その性質及び目的が競争入札に適さない。」としているが、物件費を負担する事業等の管理・運営業務を同一の団体に委託するほうが、効率性の観点で優位性がある可能性はあるものの、本団体以外のものが当該業務を実施する能力がないと断定する合理的な理由とはならないと考える。 また、仮に本管理・運営業務が物件費等を負担する事業等と一体的であり、同一の団体にしか委託し得ないようなものであるならば、あえて別契約として業務を分けている合理的な理由が見出せず、一体として委託等を実施することが望ましいと考える。 この点に関しては、本団体に対する業務委託、補助事業及び指定管理業務に関する問題として「(ウ)本団体が実施している事業区分の整理及び見直しについて」に記載している。

【事例 4：太田川源流の森整備業務委託】

契約名	太田川源流の森整備業務委託																		
契約金額	19,570,000 円（予定価格と同額）																		
契約期間	H24. 4. 1～H25. 3. 31																		
業務の内容	市が平成 10 年度に廿日市市吉和に取得した森林(面積 354.92ha) について、水源涵養機能を十分に発揮するため、「太田川源流の森整備基本計画(平成 21 年度～30 年度)」に基づき、計画的に森林管理を行う。																		
特命随意契約の理由	根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号該当 特命随契の理由 本業務は、「太田川源流の森」を水源涵養機能が十分発揮できる森林にしているために、森林施業計画、整備方針及び造林事業実施計画等を策定し、それに基づき枝打ち、間伐などの森林整備を行うもので、森林の生態・樹木の特性についての高度な知識及び技術を要する業務である。 財団法人広島市農林水産振興センターは、農山村地域の持つ公益的機能を活用した事業を推進し、高い発展性と社会貢献性を持つ農山村地域の確立と、市民福祉の増進に寄与することを目的として、本市が出資・設立した公益法人であり、森林の生態・樹木の特性についての高度な知識及び技術を有している。当該財団法人は、水道局が太田川源流の森を取得した当初(平成 10 年度) から本業務に携わっており、本局の意向に沿った公益的機能の一つである水源涵養機能を十分発揮できる森林整備事業計画及び管理が実施できる唯一の法人である。 したがって、上記財団法人と随意契約するものである。 ※出所「随意契約とする理由書（特命随契）」から抜粋																		
特命随意契約の理由が不十分と考えられる根拠	随意契約とする理由書（特命随契）において、特命随意契約の理由が上記のとおり記載されている。 当該理由は、本団体が事業の実施能力を有していることを示してはいるが、当該理由だけでは、本団体以外の者が実施する能力がないとすることはできないと考える。 また、業務の実施状況について、本団体の決算書によれば、委託料の比率が決算額の 8 割を超えており、個々の業務について、再委託している業者等に市が直接委託する余地はあり、本団体のみが本業務を行うことができる唯一の団体であると断定することはできないと考える。 【決算書（太田川源流の森整備業務分）（H24 年度）】 <table><tr><th>科目名</th><th>決算額(円)</th><th>構成割合</th></tr><tr><td>人件費（職員手当等、福利厚生費）</td><td>124,019</td><td>0.7%</td></tr><tr><td>賃金</td><td>1,540,794</td><td>9.7%</td></tr><tr><td>委託料</td><td>12,976,417</td><td>81.9%</td></tr><tr><td>その他（消耗品費、修繕料等）</td><td>1,184,705</td><td>7.4%</td></tr><tr><td>支出合計</td><td>15,825,935</td><td>100.0%</td></tr></table> ※出所「業務に係る収支決算書」を基に監査人作成 さらに、本団体以外の者へ業務を委託できないかという民間事業者等からの参入機会の可能性を市が具体的に検討している文書は確認できなかった。	科目名	決算額(円)	構成割合	人件費（職員手当等、福利厚生費）	124,019	0.7%	賃金	1,540,794	9.7%	委託料	12,976,417	81.9%	その他（消耗品費、修繕料等）	1,184,705	7.4%	支出合計	15,825,935	100.0%
科目名	決算額(円)	構成割合																	
人件費（職員手当等、福利厚生費）	124,019	0.7%																	
賃金	1,540,794	9.7%																	
委託料	12,976,417	81.9%																	
その他（消耗品費、修繕料等）	1,184,705	7.4%																	
支出合計	15,825,935	100.0%																	

【課題】

【現状】に記載しているとおり、委託契約の全てについて、特命随意契約の理由が不十分であると考える。

各事例の特命随意契約の理由を検討した結果、いずれも本団体が公益的な団体であり、業務実施能力を有していることは検討されている。しかし、本団体以外の者が実施できないことについて、他の事業者等に対する情報提供や調査を通じて具体的に検討するなど、民間事業者からの業務への参入機会の可能性を検討している文書は確認できなかった。

また、事業によっては、業務内容を分けることで民間事業者等に対する業務委託が可能となるものも見受けられたが、市はこのような観点からの検討に関して、特命随意契約とする理由書に記載していない。

平成 24 年度の予算編成に際して、副市長名で通知された「平成 24 年度予算編成要領」には、次のとおり記載されている。

【平成 24 年度予算編成要領（抜粋）】（下線は監査人が付加）

予算要求に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

第 1 総括的事項

7 民間活力の活用

民間の資金、ノウハウ、人材等を有効活用する事業手法や外部委託については、市民サービスの向上、経済的効果、経費節減などの観点に立って、積極的に検討すること。

なお、委託先が公益的法人等となっているものについては、民間に委託替えすることを検討すること。

第 4 企業会計、公益的法人等に関する事項

企業会計、公益的法人等については、上記の事項を遵守するとともに、特に、以下に掲げる事項に留意すること。

2 公益的法人等における事業の再点検

① 公益的法人等については、公益法人制度改革など社会経済情勢の変化を踏まえた上で、市からの委託事業や補助事業について、そのあり方を含め再点検を行うこと。

※出所「H23.10.20 付け 平成 24 年度の予算編成について（依命通達）」から抜粋

【改善案】

各業務は、民間事業者等に対する委託の可能性があり、特命随意契約によらざるを得ないことが明らかであるとはいえないと考える。したがって、市は、その具体的な理由を明確にすることが望まれる。

なお、次の事項について検討し、その結果等を踏まえ、具体的な理由を明確にすることが望ましい。

- 公募等の競争性のある業者選定方式の導入の可能性について、過去の実績や既成概念等にとらわれることなく検討すること
- 民間事業者等が業務を実施することについて、次の内容等を十分考慮の上、その可能性を検討すること
 - ・ 業務の効率性等を考慮の上、業務単位を小さくすること
 - ・ 作業マニュアル等を整備すること
 - ・ 民間事業者が参入の機会を検討できるよう、事業内容、仕様等の情報提供を充実すること

(イ) 業務委託における再委託の承諾理由の明確化について

【現状】

市が平成 10 年度に取得した森林(廿日市市吉和地内、面積 354.92ha) について、水源涵養機能を十分に発揮するため、「太田川源流の森整備基本計画(平成 21 年度～30 年度)」に基づき、計画的に森林を管理することを目的として、太田川源流の森整備業務委託(以下、この項において「本業務」という。)を実施している。

本業務に係る平成 24 年度の本団体の決算状況は、「(ア) 業務委託における特命随意契約の理由の明確化について」に記載しているとおり、本業務に係る決算額の 8 割を超える金額が委託料となっている。

【本業務に係る支出状況】

科目名	H24 年度決算額(円)	構成割合
委託料(再委託)	12,976,417	81.9%
その他	2,849,518	18.0%
支出(決算額)合計	15,825,935	100.0%

※出所「決算書(太田川源流の森整備業務分)」を基に監査人作成

市が本団体に委託した業務に関して、再委託の状況は、次のとおりである。

施業計画再編業務は、市を含む広島県内市町及び森林組合が会員である一般社団法人に委託しており、それ以外は、業務施行場所を含む地域で活動している森林組合に委託されている。

なお、再委託に当たっては、本団体において一般競争入札又は見積り合わせの上、契約されている。

【再委託の状況(H24 年度)】

番号	業務名	再委託料(円)	委託方法	再委託先
1	太田川源流の森施業計画再編業務	4,572,217	一般競争入札	一般社団法人 広島県森林協会
2	太田川源流の森保育業務	6,902,700	一般競争入札	佐伯森林組合
3	太田川源流の森普及啓発(下刈)業務	199,500	見積り合わせ	佐伯森林組合
4	太田川源流の森普及啓発(枝打場所 外下刈)業務	199,500	見積り合わせ	佐伯森林組合
5	太田川源流の森 1 号線作業道補修業務	945,000	見積り合わせ	佐伯森林組合
6	太田川源流の森歩道補修業務	157,500	見積り合わせ	佐伯森林組合
合計		12,976,417		

※出所「発注報告書」及び「完了報告書」を基に監査人作成

広島市水道局委託契約約款において、業務の再委託を行うに当たっては、あらかじめ市から書面による承諾を得ることが、次のとおり規定されている。

【再委託に関する規定】（下線部分は監査人が付加）

（権利義務の譲渡制限等）

第 4 条 乙（本団体）は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲（市）の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

※出所「広島市水道局委託契約約款」から抜粋

本業務の再委託に当たっては、次の書面により、承諾願いが本団体から提出されている。しかし、この承諾に係る書面には、再委託の実施理由や再委託者の業務遂行能力に関する記載はない。

【再委託に係る承諾願い（施業計画再編業務の例）】

太田川源流の森整備業務委託業務承諾願い

広島市水道局委託契約約款第 4 条の規定により、下記の内容について承諾願います。

記

- 1 業 務 名 太田川源流の森施業計画再編業務
- 2 業 務 内 容 標準地調査 一式
施業計画作成 一式
- 3 再委託の方法 一般競争入札

※出所「H24. 6. 15 付け 承諾願い」から抜粋

また、市は、再委託の承諾願いを受けて、広島市水道局委託契約約款で求められている書面による承諾を行っている。しかし、伺いを見ても「このことについて、次案のとおり承諾してよいでしょうか。」と記載されているだけで、承諾理由を示す書面等は確認できなかった。

【再委託に係る承諾書（案）（施業計画再編業務の例）】

太田川源流の森整備業務の再委託について

平成 24 年 6 月 15 日付で承諾願いがありました下記の業務について、これを承諾します。

記

- 1 業 務 名 太田川源流の森施業計画再編業務
- 2 業務内容 標準地調査 一式
施業計画作成 一式

※出所「H24. 6. 15 付け 承諾に係る伺い」から抜粋

【課題】

広島市水道局委託契約約款第4条第2項の前段では委託業務の再委託を禁止しており、後段において書面による承諾を得た場合にのみ再委託できるとされている。

本業務の再委託に当たっては、本団体から書面により再委託の承諾願いが提出されているものの、この承諾に係る書面には、再委託の実施理由や再委託者の業務遂行能力に関する記載はない。

市によると、「再委託の承諾において、再委託が見積り合わせによる場合は、水道局で見積者の事業概要、経営状況、職員数を確認の上、業務遂行が可能と判断し、承諾している。また、一般競争入札による場合は、入札後でないと再委託者が確定されないことから、事前に入札参加資格が確認できる資料を本団体から入手し、業務遂行能力を有すると判断の上、承諾している。」とのことである。

しかし、これらのことは、再委託者の業務遂行能力に関するものであり、再委託の実施理由に関するものではない。

再委託は例外的事項として位置付けられており、再委託の承諾に当たっては、再委託の実施理由や再委託者の業務遂行能力等を明らかにすることにより、再委託の可否を慎重に検討する必要があると考える。

【改善案】

市は、再委託の承諾に係る根拠を明確にするために、再委託の承諾に係る理由について、書面等により確認できる状態にすることが望まれる。

(ウ) 委託業務における精算に係る指導の強化について

【現状】

委託業務の実施に当たって、本団体は、消耗品費等を支出している。

そのうち、次の表に記載しているものは、それぞれ、年度末近くの平成25年3月中に同一業者に発注されたものである。

【ひろしま市民の里@安佐委託業務対象経費 A社に発注】(番号は監査人が付与)

番号	購入確定日 (発注日)	検収日 (納品日)	支出日	件名	金額 (円)
1	H25.3.25	H25.3.25	H25.4.5	カラー鉄板波板	49,000
2	H25.3.25	H25.3.26	H25.4.4	マルトップ 軒樋 外10件	45,434
3	H25.3.26	H25.3.28	H25.4.4	JAS塗装コンパネY ほか	46,730
4	H25.3.28	H25.3.29	H25.4.4	ガルバニウム鋼板 波板 ほか	41,700
5	H25.3.28	H25.3.29	H25.4.4	パイン集成 Cグレード ほか	43,040
6	H25.3.28	H25.3.29	H25.4.4	杉 足場板	44,320

※出所「本団体 支出伝票」及び「本団体 物品購入伺い」等を基に監査人作成

【太田川源流の森整備委託業務対象経費 B社に発注】(番号は監査人が付与)

番号	購入確定日 (発注日)	検収日 (納品日)	支出日	件名	金額 (円)
7	H25.3.5	H25.3.14	H25.3.25	レーザーポインター外17点	47,174
8	H25.3.7	H25.3.14	H25.3.25	インクカートリッジ外7点	49,792
9	H25.3.21	H25.3.25	H25.3.29	ブリットローラー外8点	15,752

※出所「本団体 支出伝票」及び「本団体 物品購入伺い」等を基に監査人作成

市によると、「上記の1から6までの建築資材等は、『ひろしま市民の里@安佐』における管理棟を整備するために、本団体が支出した原材料費である。」とのことである。

その内容は、次のとおりであり、この4日間(3/25～3/28)に発注された支出額は、平成24年度の原材料費の支出額406,029円中270,224円と約3分の2を占めている。

【ひろしま市民の里@安佐 原材料費 一覧】

番号	品名	数量	単価(円)	金額(円)
1	カラー鉄板波板 新茶 10尺 No.30	35枚	1,400	49,000
2	マルトップ軒樋 105×3600 新茶	10個	1,200	12,000
	マルトップたて樋 BG01S	5個	1,050	5,250
	タキロン ポリカ波板 ブロンズ 10尺	6枚	1,650	9,900
	6角コーチスクリュー 210ミリ	15個	178	2,670
	ユニクロ6角ボルト N1 1/2×210	15個	150	2,250
	マルトップ ストレートジョイント 新茶	8個	118	944
	マルトップ 止り 105 新茶	6個	118	708
	マルトップ エルボ 60×75° 新茶	6個	248	1,488
	軒チーズ 2型新茶 GJ84 マルトップ 105-60	3個	480	1,440
	L型ガルつかみ 60	9個	148	1,332
3	トイ部材	54個	138	7,452
	JAS塗装コンパネY 1800×900×12	20枚	1,299	25,980
	シナランバーコア 3×6尺 15MM	5枚	4,150	20,750

番号	品名	数量	単価 (円)	金額 (円)
4	ガルバニウム鋼板波板 10 尺	20 枚	1,800	36,000
	サンライトルーフ 1M×20M	2 巻	2,850	5,700
5	パイン集成 C グレード 2140×610×20	2 枚	2,790	5,580
	赤松集成材 AA 1820×910×18	4 枚	3,990	15,960
	タキロン ポリカ波板 熱線カットブロンズ 10 尺	10 枚	2,150	21,500
6	杉 足場板 3000×240×35	2 枚	1,480	2,960
	杉 足場板 2000×240×36	2 枚	990	1,980
	杉 荒野地 1 坪 15 枚入 2000×120×12	22 枚	1,790	39,380
合計				270,224

※出所「本団体 支出伝票」及び「本団体 物品購入伺い」等を基に監査人作成

市によると、「ひろしま市民の里@安佐の事業は、市が平成 22 年 12 月に策定した事業計画書に基づく事業として委託を行っている。平成 24 年度における活動計画は、平成 24 年 3 月に本団体に示している。」とのことであった。

この活動計画を見ると、平成 24 年度に管理棟を含む施設が整備されることとなっている。

この活動は、本団体が市民から農林業を体験したい者を募集し、その参加者が行っているものであるため、計画どおりの進捗とならない可能性が高いことは理解できる。

しかし、この業務が、市からの委託業務である以上、市が示した計画どおりに進捗しないことが見込まれる場合は、本団体と協議の上、計画変更等を行うべきものであると考ええる。

また、上記支出に係る購入伺いには、購入目的や年度末近くの短期間に集中して購入されていること等に関する理由等は記載されていない。

7 から 9 までの事務用品の内容は次のとおりである。この 17 日間 (3/5～3/21) に発注された支出額は、平成 24 年度の消耗品費の支出額 577,118 円中 112,718 円と約 2 割を占めている。

【太田川源流の森整備 消耗品費 (3 月 B 社発注分) 一覧】

番号	品名	数量	単価 (円)	金額 (円)
7	レーザーポインター	1 個	2,646	2,646
	カラーダブルクリップ 小 10 入	6 組	64	384
	カラーダブルクリップ 中 10 入	6 組	93	558
	カラーゼムクリップ	2 個	96	192
	布テープスーパーエコノミー	10 巻	213	2,130
	ナイスタック (NW-10S)	5 個	162	810
	ナイスタック (NW-15S)	5 個	162	810
	固形アラビック 10 入	1 組	1,152	1,152
	ポストイット再生紙経費削減	2 箱	2,539	5,078
	ポストイットスタンダード 見出	2 個	309	618
	リサイクル色鉛筆 朱通	1 打	529	529
	のびるファイル (AE-50F-21)	5 冊	294	1,470
	のびるファイル (AE-50F-30)	5 冊	294	1,470
	eneloop 単 3 形 4 本入り	3 組	1,580	4,740
	デジタル歩行用距離測定器	1 台	10,584	10,584
	コンカーブ テン	1 台	8,479	8,479
	USB メモリー4GB 赤	2 個	1,381	2,762
	UCB メモリー4GB 青	2 個	1,381	2,762

番号	品名	数量	単価 (円)	金額 (円)
8	インクカートリッジ (PFI106MBK)	1 個	6,224	6,224
	インクカートリッジ (PFI106BK)	1 個	6,224	6,224
	インクカートリッジ (PFI106C)	1 個	6,224	6,224
	インクカートリッジ (PFI106M)	1 個	6,224	6,224
	インクカートリッジ (PFI106Y)	1 個	6,224	6,224
	インクカートリッジ (PFI106PC)	1 個	6,224	6,224
	インクカートリッジ (PFI106PM)	1 個	6,224	6,224
	インクカートリッジ (PFI106GY)	1 個	6,224	6,224
9	ブリットローラー (ターM460N)	10 個	441	4,410
	ブリットローラー (ター460N)	20 個	221	4,420
	クリヤーホルダー	1 組	339	339
	フラットファイル A4S 緑 30 冊	1 組	1,435	1,435
	フラットファイル A4S 黄 30 冊	1 組	1,435	1,435
	フラットファイル A4S 桃 30 冊	1 組	1,435	1,435
	フラットファイル A4S 青 30 冊	1 組	1,435	1,435
	ゼムクリップ GP-308	1 個	255	255
	ガチャ玉	1 箱	588	588
	合計			112,718

※出所「本団体 支出伝票」及び「本団体 物品購入伺い」等を基に監査人作成

3 月に発注されたこれらの消耗品について、市によると、「水道局では施業計画書（平成 24 年度策定）に関する専門的知識がないことから、パソコン等での詳細な説明を求めている、これに要するものとして購入されたものだと思う。」とのことである。

上記の施業計画書の作成について、本団体においては、計画策定業務を再委託している。再委託の期間は、平成 25 年 3 月 7 日までである。なお、市から本団体への委託期間は平成 25 年 3 月 31 日までである。

したがって、本団体は、再委託業者から 3 月 7 日までに提出された施業計画書を検査し、合格した成果品を基に、3 月 31 日までに市へ提出することとなる。

市によると、「本団体において、適正な会計処理がなされているものと考えており、必要な物品の購入については一任している。」とのことである。

広島市水道局委託契約約款では、「委託契約金額を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と次のとおり規定されている。

【広島市水道局委託契約約款第 12 条第 4 項】（下線部分は監査人が付加）

第 12 条

4 乙（受託者）は、委託契約金額を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。

※出所「広島市水道局委託契約約款」から抜粋

さらに、地方公共団体の行動原則というべき地方自治法及び地方財政法における次の規定にも留意する必要がある。すなわち、事務を処理するに当たっては、必要かつ最小限度の経費で目的を達成することが必要である。

【地方自治法及び地方財政法の規定】

地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

※出所「地方自治法」及び「地方財政法」から抜粋

【課題】

年間を通じて使用される消耗品等に関して、まとめて購入するほうが単価が低くなり経済的であること、限られた予算の中で、緊急性のあるものをまず購入し、それ以外の消耗品については、年間の支出状況を見て購入する必要があることなどから、そのような事情がある場合は、3月にまとめて購入する理由は理解できるものがある。

しかし、各購入伺いにおいて、その多くが、極めて5万円に近い金額となっている。また、購入した消耗品及び原材料の内容を客観的に見ても、これらが一度に調達できないものとは言い難いと考える。

本団体の会計規程上、1件5万円未満であれば、複数の業者による見積り合わせをすることなく、1者単独見積りによる支出が可能となる。

したがって、一度に調達可能なものでありながら、1者単独見積りで処理するため、購入単位を分けているとみられても仕方がないと思われる。

1者単独見積りとなり、結果として競争性のない発注方式となることは、経済性の観点からマイナスである。

それら年度末近くに購入された消耗品等は、結果として、次年度以降にその大部分が利用されると思われることから、委託契約における契約期間と整合しなくなる。この点に関して、年度末近くの短期間に集中して発注する理由があるのであれば、購入伺い等にその理由等を記入すべきであると考ええる。

【改善案】

本委託業務は、委託料の精算を要する契約となっている。

市は、委託業務に要する経費に関して、その精算時において総額を確認するだけでなく、必要に応じ会計処理の状況についても調査するなど、適切な支出が行われるよう指導を強化することが望まれる。

また、【現状】で記載しているような状況が見受けられる場合は、本団体から理由を聴取するなど、市の貴重な財源で賄われていることに留意し、適切な説明ができるよう指導することが望ましい。

(イ) 補助金及び委託料の支払手続の簡素化について

【現状】

本団体に対する補助金及び委託料の支払金額、支払回数及び1回当たりの最少支払金額は、次のとおりである。

【補助金及び委託料の支払金額及び支払回数（H24年度）】（単位：千円）

番号	事業名	区分	当初支払 予定金額	支払 回数	1回当たり 最少支払金額
1	農林水産普及啓発事業	補助金	123	1回	123
2	広島市農業経営改善支援センター事業	補助金	166	11回	2
3	広島市里山整備士養成業務	委託料	250	11回	4
4	森林・林業普及啓発事業（補助）	補助金	627	1回	627
5	“ひろしま活力農業” 経営者育成事業	補助金	6,696	12回	36
6	森林・林業普及啓発事業（委託）	委託料	7,883	12回	459
7	太田川源流の森整備業務	委託料	19,570	12回	172
8	農林水産振興センター運営事業	補助金	56,329	12回	3,409
9	広島市農業振興センターの委託事業及び家畜繁殖障害除去診療等手数料等の収納事務	委託料	64,509	12回	3,814

※出所「各事業 実行調書」等を基に監査人作成

平成9年6月18日付けで、財政課長から各局庶務担当課長あての依頼文書において、平成10年度から公益法人への全ての支払いを毎月払いに変更することが、次のとおり記載されている。

【公益法人への支払方法に関する依頼文】

各局庶務担当課長 様		平成9年6月18日
		財政課長
公益法人への支出の変更について（依頼）		
このことについて、現在、公益法人への補助金・負担金、委託料等の支出は、その大半を四半期ごとに支出しているところですが、本市の一時借入金利子の削減を図り、公益法人の資金管理及び進行管理をより適切に行うため、下記のとおり毎月払いに変更していただくようお願いします。		
記		
1 実施時期 平成9年度第2・四半期支払分から		
2 実施対象 1件2億円以上で四半期ごとに支出している補助金・負担金、委託料		
なお、平成10年度からは、公益法人のすべての支払いを毎月払いに変更してください。		

※出所「H9.6.18付け 財政課長から各局庶務担当課長あて依頼文書」から抜粋

また、市会計室が平成 17 年 2 月に作成している「支出事務の手引（支出命令書等のチェック事項）」においても、「公益法人への補助金及び委託料の支出は毎月払いとすること」とされている。

上記依頼及び手引に従い、所管部署においては、毎月払いとしているが、1 回当たりの支払金額が 1 万円未満となっている場合がある。

【課題】

市は、上記の依頼文書及び支出事務の手引に従い、委託料又は補助金を多数回に分けて本団体に支払っているため、一回の支払額が 1 万円未満となっている場合がある。

団体の資金需要の関係上、市が複数回に分けて支払う必要性は理解できる。

しかし、一回の支払額が少額の場合、市及び本団体双方において、収入支出に伴う事務処理手続が煩雑となり効率的な事務処理となっていない可能性、双方の事務処理に係る人件費が支払額を超える可能性がある。

【改善案】

市の事務手続においては、原則として、公益法人への補助金及び委託料の支出は、資金需要に応じた金額を毎月支払うこととされている。

しかし、一回の支払額が一定金額未満の場合は、支払回数の変更等、例外的処理を行うなど、市は、支払手続の簡素化について、財政課及び会計室等の関係部署と協議の上、見直すことが望まれる。

(オ) 本団体が実施している事業区分の整理及び見直しについて

【現状】

本団体は、平成 24 年度に次の委託業務及び補助事業を実施している。また、本団体は広島市農業振興センター、広島市農業振興センター安佐分場及び広島市水産振興センターの指定管理者に選定されており、平成 24 年度に次の指定管理業務を行っている。

【委託業務、補助事業及び指定管理業務等の一覧】

(単位：千円)

番号	事業名	事業の財源	契約形態等	H24 年度 決算額	会計
1	“ひろしま活力農業”経営者育成	市補助金	—	6,696	公益 目的 事業 1
2	「スローライフで夢づくり」 定年就農育成	市指定管理料	非公募	374	
3	ふるさと帰農支援	市委託料	特命随意契約	202	
4	チャレンジ女性農業者育成	市委託料	特命随意契約	215	
5	まかせんさい女性農業士認定	市委託料	特命随意契約	83	
6	広島市農業経営改善支援センターの運営	市補助金	—	166	
7	農地利用集積円滑化	市委託料 農地貸付収益	特命随意契約	7,018	
8	農業に関する試験研究	市指定管理料	非公募	25,910	
9	ひろしまそだち地産地消推進	市委託料	特命随意契約	2,138	公益 目的 事業 2
10	食農推進	市委託料	特命随意契約	139	
11	元気な農村づくり人材バンク	市委託料	特命随意契約	15	
12	市民参加の森林づくり	市補助金	—	627	
13	広島市里山整備士養成講座	市委託料	特命随意契約	425	
14	「ひろしま農林水産振興ニュース」の発行	市補助金 自主財源	—	243	
15	花みどり公園	市指定管理料	非公募	28,201	
16	ひろしま市民の里@安佐	市委託料	特命随意契約	4,858	
17	広島市市民体験農園・広島市市民菜園	市委託料 自主財源	特命随意契約	3,203	
18	広島市市民農園	市指定管理料 利用料金	公募	10,685	
19	太田川源流の森整備	市委託料	特命随意契約	15,702	公益 目的 事業 3
20	漁業技術の普及指導等	市指定管理料	非公募	1,432	
21	つくり育てる漁業の推進	市指定管理料	非公募	29,961	
22	水産資源に関する調査	市指定管理料	非公募	89	
23	水産業に対する理解の促進	市指定管理料	非公募	2,335	
24	畜産振興及び家畜診療 (家畜の改良、増殖は指定管理)	市委託料 市指定管理料	特命随意契約 非公募	6,503	収益 事業 等
25	つくり育てる漁業の推進	市指定管理料	非公募	11,140	
26	自動販売機設置	雑収益	有償貸付	471	

※出所「本団体 事業報告書」等を基に監査人作成

【課題】

本団体が実施している事業は、指定管理業務、委託業務、補助事業及びその他の事業に区分することができる。

市によると、これらの区分は、次の考え方を基本としている。

- ・ 指定管理業務：条例の目的・事業を達成するために必要な業務であり、指定管理対象施設の管理運営及び経常的で予算変動が小さい事業を指定管理業務としている。
- ・ 委託業務：本市が直接実施するよりも他の者に委託して実施させるほうが効率的な業務である。また、社会情勢等により予算変動が大きい事業を委託業務としている。
- ・ 補助事業：特定の事業等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するものである。

なお、上記の条例とは、「広島市農業振興センター条例」、「広島市市民農園条例」及び「広島市水産振興センター条例」のことであり、その内容は次のとおりである。

【各指定管理対象施設の条例における目的、事業等の規定】

施設	農業振興センター	市民農園	水産振興センター
目的	農業に関する試験、研究、指導等を行い、もって農業の振興を図るため	市民に農作物の栽培体験のための場等を提供することにより、市民の農業及び農村に関する理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある市民生活の確保を図り、あわせて農村地域の振興に資するため	水産動植物の増殖・養殖技術の試験研究及びその成果の普及指導等を行うことにより、水産資源の確保及び漁業生産の増大を図り、もって水産業の振興に寄与するため
事業	(1) 農業に関する試験及び研究 (2) 農業の経営及び技術に関する指導 (3) 農業に関する情報の収集及び提供 (4) 種苗のあっせん及び配布 (5) 家畜の改良、増殖及び診療 (6) 農業地域の整備に関する知識の普及啓発 (7) その他市長が必要と認める事業	(1) 農作物の栽培体験のための場の提供 (2) 都市と農村との交流の場の提供 (3) 農業及び農村に関する知識の普及啓発 (4) 農業及び農村に関する情報の収集及び提供 (5) その他市長が必要と認める事業	(1) 水産動植物の増殖・養殖技術の試験研究及びその成果の普及指導 (2) 水産動植物の種苗の生産、配付及び放流 (3) 水産資源に関する調査 (4) 水産に関する資料、情報等の提供
指定管理者が行う業務の範囲	(1) 農業振興センターの事業の実施に関すること。 (2) 農業振興センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 (3) その他市長が定める業務	(1) 市民農園の事業の実施に関すること。 (2) 農園の使用の許可に関すること。 (3) 市民農園における行為の許可に関すること。 (4) 市民農園の施設及び設備の維持管理に関すること。 (5) その他市長が定める業務	(1) 水産振興センターの事業の実施に関すること。 (2) 水産振興センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 (3) その他市長が定める業務

※出所：各指定管理業務に関する条例から抜粋

しかし、実際の運用状況を見ると、これら事業の区分について合理性が認められないと考えられるものが見受けられた。以下、その具体的な内容について記載している。

a 委託業務と補助事業の区分について

「(ア) 業務委託における特命随意契約の理由の明確化について」にも記載している
とおり、市は本団体に次の業務を委託している。

【森林・林業普及啓発事業（委託）の内容】

委託事業名	森林・林業普及啓発事業（委託）
委託金額(H24 年度決算額)	4,085,726 円
委託業務内容	「市民参加の森林づくり事業」と「広島市里山整備士養成業務」 の実施に係る管理・運営事務を実施する。

※出所「森林・林業普及啓発事業委託業務に係る仕様書」を基に監査人作成

「森林・林業普及啓発事業（委託）」において、「市民参加の森林づくり事業」の管理・運営事務を当該委託業務内容の一つとしているが、「市民参加の森林づくり事業」は補助事業であり、本団体がその実施主体である。

そのため、当該補助事業に係る管理・運営経費の負担は、当該補助事業に付随するものとして本団体が自ら負担するか、もしくは、公益上の必要性の観点から補助すべきと認められる場合は補助金として市が負担すべきものであると考える。つまり、「補助事業」に係る管理・運営事務を、市が補助事業の実施主体へ「委託」することは整合しないと考える。

また、当該委託業務内容の一つに「広島市里山整備士養成業務」の管理・運営事務もあるが、この管理・運営事務に係る経費は、別の委託契約となっている「13 広島市里山整備士養成講座」（業務等の一覧参照）を実施するために当然に発生するものであるため、当該養成講座に含めて契約することが自然であると考ええる。

さらに、当該委託業務と「13 広島市里山整備士養成講座」は、いずれも、本団体だけが実施できる事業として特命随意契約をしていることも勘案すると、一体的なものであると考えることができる事業について、管理・運営事務と事業の実施業務とを区分して特命随意契約とする合理的な理由は認められない。

b 委託業務、補助事業及び指定管理業務の区分について

「広島市農業振興センター条例」の規定を受けて示されている「広島市農業振興センター指定管理者業務仕様書」には、指定管理者が行う業務の範囲として次のとおり記載されている。

【広島市農業振興センターの指定管理者が行う業務の範囲】

- | |
|----------------------|
| 2 指定管理者が行う業務の範囲 |
| (1) 事業の実施等に関すること |
| ア 農業に関する試験および研究 |
| イ 農業の経営及び技術に関する指導 |
| ウ 農業に関する情報の収集及び提供 |
| エ 種苗のあっせん及び配布 |
| オ 家畜の改良、増殖及び診療 |
| カ 農業地域の整備に関する知識の普及啓発 |
| キ その他市長が必要と認める事業 |

※出所「広島市農業振興センター指定管理者業務仕様書」から抜粋

しかし、【現状】の【委託業務、補助事業及び指定管理業務等の一覧】（以下、この項において「業務一覧表」という。）において委託業務又は補助事業として区分されている業務のうち、農業に関するものについては、指定管理者が行う業務の範囲にほぼ含まれるように見受けられる。

例えば、業務一覧表の「6 広島市農業経営改善支援センターの運営」（補助事業）は、事業の内容が「経営改善支援活動、情報収集提供活動等」とされており、上記イ及びウの業務の範囲に含まれると考えられるし、「14 『ひろしま農林水産振興ニュース』の発行」（補助事業）についても、上記ウの情報提供に該当すると考えることができる。

また、「24 畜産振興及び家畜診療」では、「家畜の改良、増殖」に関する業務は指定管理業務、それ以外の診療業務等は委託業務に区分されているが、上記オに該当すると考えることもできる。

本来、委託業務、補助事業及び指定管理業務は、その性質を異にしているが、業務仕様書等において、これらの区分が明確でないものが見受けられる。

以上のように、事業を区分して管理しているが、その区分に合理性が認められないと考えられるものが見受けられる。

これらの区分方法は、契約事務及び事業の管理・運営が煩雑となり、事務の効率性や経済性が害される可能性もあると考えられる。

【改善案】

市は、農林水産業の振興施策及び本団体の効率的で効果的な事業運営を行う観点から、事業区分を整理し、適切に見直すことが望まれる。

(カ) 補助事業に係る事業成果等の明確化について

【現状】

市は、公益財団法人広島市農林水産振興センター運営事業補助金（以下、この項において「本補助金」という。）を本団体に交付している。

事業内容については、補助金交付申請書に添付されている事業計画書において次のとおり記載されている。

【事業計画書における事業内容】

- | | |
|---|---|
| 1 | 名称
平成 24 年度公益財団法人広島市農林水産振興センター運営事業 |
| 2 | 目的
広島市における農山漁村地域の農林水産業等の活性化と振興を図るため、農畜産の経営・技術指導、森林の整備、栽培漁業の推進、漁業技術の普及指導及び農山漁村地域の持つ公益的機能を活用した事業を実施するとともに、広島市農業振興センター施設、広島市水産振興センター施設等を活用し、農林水産に関する情報の提供や自然保護、緑資源、水産知識等に関する普及啓発に努める。 |
| 3 | 事業主体
公益財団法人広島市農林水産振興センター |
| 4 | 内容
(1)農業の担い手の育成及び試験研究
ア 新規就農者の基礎研修指導
イ ふるさと帰農支援
ウ “チャレンジ” 女性農業者支援
エ “まかせんさい” 広島市女性農業者認定
オ 農業に関する試験研究及び農業振興センター施設の維持管理
(2)農林業に関する普及啓発等
ア “ひろしまそだち” 地産地消推進
イ 食農推進
ウ 元気な農村づくり人材バンク
エ 市民参加の森林づくり
オ 里山整備士養成講座
カ 花みどり公園内の花木等を利用した講習会等
キ ひろしま市民の里@安佐
ク 市民体験農園、市民菜園、市民農園の管理運営等
ケ 太田川源流の森整備
(3)水産業の調査及び試験研究並びに普及啓発
ア 漁業技術の普及指導等
イ つくり育てる漁業の推進
ウ 水産資源に関する調査
エ 水産業に対する理解の促進
(4)畜産振興及び家畜診療等事業
(5)水産物の増養殖推進事業 |
| 5 | 実施効果
農畜産の経営・技術指導、森林の整備、栽培漁業の推進、漁業技術の普及指導及び農山漁村地域の持つ公益的機能を活用した事業の計画的な実施により、農山漁村地域の農林水産業等の活性化と振興を図るとともに、農林水産に関する情報等や自然保護等の普及啓発を図ることができる。 |

※出所「H24. 4. 1 付け 事業計画書」から抜粋

補助金交付を決定する際の伺いには、本補助金の交付理由等について、次のとおり記載されている。

【補助金交付理由】

1 事業の公益性
公益財団法人広島市農林水産振興センターは、広島市における農山漁村地域の農林水産業等の活性化及びその振興を図るとともに、農山漁村地域の持つ公益的機能を活用した事業を推進し、もって高い発展性と社会貢献性を持つ農山漁村地域の確立と市民福祉の増進に寄与することを目的とした公益団体である。
公益財団法人広島市農林水産振興センターが行う事業は、農畜水産業の経営・技術指導、情報提供、知識の普及啓発、農業後継者の育成及び指導、森林の育成・保護に関する普及啓発等である。これらの事業は、広島市の農林水産業に関する主要な施策に合致するものであり、その実現のために、同センターには本市職員を派遣するなど、業務上のつながりが深い。
このように、高い公益性をもつ同センターの法人運営経費を助成し、事業の充実を図ることは、本市における農林業振興の推進に寄与する効果が大きいと考えられる。
2 事業費について
内容を検討した結果、金額、数量とも適正なものと認められるとともに、補助金は当該事業の目的に沿って有効に使用されるよう計画されている。
3 本市の施策との関係について
重複・競合はない。

※出所「平成 24 年度公益財団法人広島市農林水産振興センター運営事業に対する補助金の交付について（伺い）」から抜粋

事業完了後、平成 25 年 3 月 31 日付けで、本団体から実績報告書が提出されているが、その内容は、通常、決算書類として作成される本団体全体の事業報告書であり、本補助金以外の補助事業、委託業務及び指定管理業務を含む全ての事業が記載されている。

収支決算書は次のとおりである。なお、小科目ごとの内容は、市に提出された書類には記載されておらず、予算差引簿を基に監査人が記入している。

【平成 24 年度収支決算書】 (原本は円単位であるが千円単位としている。)

(収入)

(単位：千円)

予算科目			当初 予算額	決算額	内容
大科目	中科目	小科目			
補助金等収入			56,329	56,329	
	広島市補助金収入		56,329	56,329	
		補助金収入	56,329	56,329	
雑収入			－	326	
	雑収入		－	326	
		雑収入	－	326	消費税還付による収入
合計			56,329	56,655	

(支出)

(単位：千円)

予算科目			当初 予算額	決算額	内容
大科目	中科目	小科目			
事業費			10, 248	9, 828	
	農業担い手育成事業費		2, 847	2, 731	
		役員報酬	2, 847	2, 731	役員報酬 2 名分を事業費で配賦
	農林普及啓発事業費		3, 416	3, 268	
		役員報酬	3, 416	3, 268	役員報酬 2 名分を事業費で配賦
	水産振興事業費		2, 847	2, 731	
		役員報酬	2, 847	2, 731	役員報酬 2 名分を事業費で配賦
	畜産振興事業費		569	549	
		役員報酬	569	549	役員報酬 2 名分を事業費で配賦
水産物増養殖推進事業費		569	549		
	役員報酬	569	549	役員報酬 2 名分を事業費で配賦	
管理費			46, 081	45, 812	
	事務局費		46, 081	45, 812	
		役員報酬	1, 138	1, 097	役員報酬 2 名分を事業費で配賦
		報酬	13, 963	13, 535	市OB職員報酬 3 名分
		給料	10, 433	10, 646	プロパー職員給料 3 名分
		職員手当等	7, 366	7, 041	プロパー職員手当 3 名分
		福利厚生費	7, 542	6, 995	社会保険料、互助会負担金等
		賃金	429	1, 440	臨時職員 2 名分
		普通旅費	39	-	
		消耗品費等	260	285	新聞購読、複写サービス、書籍等
		通信運搬費	332	377	電話料金、切手代
		手数料等	11	4	各種証明書
		委託料	388	268	人事給与処理業務
		使用料及び賃借料	4, 050	4, 049	会計システム借り上げ等
		負担金及び助成金	100	71	年会費
		公課費	30	-	
合計			56, 329	55, 640	

収支差引額 (収入決算額) - (支出決算額) = (補助金返還額)
(補助金返還額) 56,655,996 円 - 55,640,726 円 = 1,015,270 円

※出所「収支決算書」及び「本団体 予算差引簿」等を基に監査人作成

上記収支決算に係る支出を見ると、役職員人件費（8名分）が最も多く、約4,900万円と支出の9割弱を占めている。次いで、会計システム及びコンピュータ等の借上料が約400万円となっている。

市が作成した補助金交付指令書には、「この補助金は、公益財団法人広島市農林水産振興センターの運営事業の経費に充てること。」と記載されている。

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。また、行政実例において、その「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とされている。

交付規則においても、交付対象は「市長が公益上必要と認める事務又は事業」であり、交付の決定に際しては、「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し」なければならないと、次のとおり規定されている。

【広島市補助金等交付規則】（下線は監査人が付加）

（交付の対象）

第 2 条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

（責務）

第 3 条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等（補助事業等（補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

（交付の申請）

第 4 条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助事業等の実施前 50 日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による調査により、補助金等を交付することが不適当と認めたときは、速やかに補助金等を交付しない旨の決定をするものとする。

※出所「広島市補助金等交付規則」から抜粋

さらに、平成 8 年 10 月に市財政局財政課が作成している「予算事務の手引」において、予算執行事務に関する負担金、補助及び交付金の支出の取扱いについて、負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイントが次のとおり示されている。

【負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイント】

5 負担金、補助及び交付金の支出の取扱い

(3)負担金及び補助金等の支出伺いのチェックポイント

次の項目が記載され、内容は適切であるか。

① 事業の公益性の説明

② 事業内容及び事業費の説明

ア 単価、数量等適正な事業費であるか。

イ 補助金が有効に使用されるように計画されているか。

ウ 事業内容に市が実施している施策と重複あるいは競合しているものはないか。

<以下 省略>

※出所「予算事務の手引」（平成 8 年 10 月 市財政局財政課）から抜粋

【課題】

市に提出された本補助事業の実績報告書は、人件費ほか約 5,500 万円の経費を使って実施した事業内容について、本補助事業以外の補助事業、委託業務及び指定管理業務を含めた本団体全体の事業報告書となっている。

事業報告書には、活動内容は記載されているが、活動の結果、事業計画書の「5 実施効果」に記載されている「農山漁村地域の農林水産業等の活性化と振興」や「農林水産に関する情報等や自然保護等の普及啓発」にどのような効果があったかについては記載されていない。

この記載内容では、具体的に本補助金の費用対効果を検証することは困難であると考ええる。

補助金は市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して交付できるものである。また、地方自治法第 2 条第 14 項にあるとおり「最少の経費で最大の効果」を挙げるようにする必要がある。

しかし、事業計画書や実績報告書を見る限り、事業の有効性、効率性及び経済性について、その費用対効果を検証することは困難であると考ええる。

補助金とは、平成 8 年 10 月に市財政局財政課が作成した「予算事務の手引」に記載されているとおり、「特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、対価なくして支出するもの」であるから、その内容等については、透明性の確保が求められる。

【改善案】

市は、本補助金の交付に当たり、事業計画書及び実績報告書に、具体的な事業の実施内容やその成果等を記載するよう本団体に対して指導することが望まれる。